

探究学習・地域人材のICT教材化業務委託仕様書（プロポーザル用）

1 委託業務の名称

探究学習・地域人材のICT教材化業務委託

2 委託業務の目的

地域に関わる仕事に携わる地域人材や若手人材に関するICT教材（動画やテキスト等のコンテンツ）を制作することにより、高校生各自の探究学習において、時間や場所の制限がなく、いつでも利用できるようにすることを目的とする。また、各学校において、効果的な探究学習が実施できるよう、探究学習担当教員に対し、探究学習全般や教材の活用方法等についてサポートを行うことで、負担の軽減と指導の質の向上を図ることを目的とする。

本仕様書は、各県立高等学校に対して実施する探究学習・地域人材のICT教材化業務（以下「本業務」という。）の内容及び受託者が本業務の履行において、円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を示したものであり、受託者は本仕様書に定める事項を十分理解した上で本業務を確実に履行しなければならない。

3 想定する視聴者

県内の高等学校の教員・生徒

4 委託期間

委託契約締結の日から令和7年11月28日（金）までの期間

5 委託業務の内容

（1）伴走者のICT教材化

ア 県内の高等学校の探究活動に伴走する地域人材や若手人材を取材し、地域に関わる仕事の内容等について学べるICT教材を30本程度制作する。

なお、制作するICT教材は、WEB上に公開されている「ふくしま探究の種」のICT教材を参考に、できるだけ形式を合わせる。

※ 福島県教育委員会公式note「ふくしま探究の種」

https://note.com/fukushima_tanq

※ 地域人材：県内在住の方や県内の各地域と関わりがある方

※ 若手人材：県内高校の卒業生や県と関わりがある県内外の大学生等

イ 人材の取材に関しては、県内一部の地域の取材に偏ることがないように、バランスをとり取材する。

ウ 制作したICT教材は、探究学習の教材として蓄積し、WEB上に公開されている「ふ

くしま探究の種」のコンテンツに追加し公開する。

エ 高等学校の探究学習に協力できる地域人材や若手人材のリストを作成する。

※ 既存のリストへの追加（人材は公開中の note を参照）

(2) 各学校の教材活用・人材活用のサポート

ア 各学校の探究学習担当教員等に対し、探究活動全般や教材の活用方法等についての説明会や研修の実施や、利用するにあたっての伴走支援を行う。

イ 各学校での授業において、「ふくしま探究の種」に公開されているコンテンツの活用を推進する工夫・助言等を行う。

ウ 「ふくしま探究の種」に公開されているコンテンツを活用した学校の授業実践を集約し、参考事例としてまとめる。

6 成果品

受託者は、上記「5」の成果品として、次の2点を提出する。

(1) ICT教材化した動画やテキスト等のコンテンツ

WEB上（福島県教育委員会公式 note 等）に公開した地域に関わる仕事の内容等について学べるICT教材の全データ。

(2) 高等学校の探究学習に協力できる地域人材や若手人材のリスト

(3) 各学校の教材活用・人材活用のサポート記録

① 探究活動全般や教材の活用方法等についての研修で使用した資料等。

② 授業での活用を推進する補助資料（ワークシート等）

③ 「ふくしま探究の種」に公開されているコンテンツを活用した学校の授業実践を集約した参考事例のリスト

7 サポート体制

(1) マニュアルの作成

WEB上（福島県教育委員会公式 note 等）に公開したICT教材の利用法やワークシート等の活用についての補助資料等のマニュアルを作成する。

(2) 問い合わせ等の対応

使用方法、操作方法及び不具合等に関する問い合わせに対して、メール又は電話によるサポートを行うこと。（原則午前9時から午後5時とする。（週休日及び休日を除く。））

なお、学校代表者からの問合せに限定せず、教員なら誰でも問合せできる体制とする。

また、各学校からよくある問合せ内容及びその回答をまとめ、Q&Aを作成するとともに、不具合が発生した際は、速やかに対応する。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 受託者は、業務上知り得た事項について守秘義務を負うものとする。また、本業務終

了後も同様とする。

- (2) 本業務に関し、受託者が本県から受領又は閲覧した資料等は、本県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律に準じて取り扱うこととし、受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。
- (4) 提供されるデジタルコンテンツ等は、他者の所有権や著作権、肖像権等を侵すものでないこと。
- (5) 本業務に関する新規作成物については、教育委員会に帰属するものとする。ただし、受託者保有の既存著作物については権利を留保するものとし、この場合、教育委員会は使用許諾を与えられたものとする。

9 その他

- (1) 契約締結後、速やかに整備スケジュールを作成し、県へ提出すること。なお、当該スケジュール及びスケジュールに基づく整備作業の詳細については、別途協議すること。
- (2) その他本仕様書に記載のない事項で必要な事項については、県と受託者が協議の上、決定するものとする。